

Title	金・王文郁『新刊韻略』について
Author	大岩本, 幸次
Citation	人文研究. 57 卷, p.96-111.
Issue Date	2006-03
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学大学院文学研究科
Description	藪木榮夫教授 : 広川禎秀教授 : 阪口弘之教授 : 小西嘉幸教授 退任記念

Placed on: Osaka City University Repository

金・王文郁『新刊韻略』について

大岩本 幸次

王文郁の『新刊韻略』は、金代に通行していた坊刻の106韻系韻書を増補改訂して成った韻書である。その内容にはこれまで指摘されてきた様に『廣韻』と共通する部分が多いが、今回元版を調査した結果、『廣韻』に無い『新刊韻略』独自の特徴も少なからず見出され、それらは(1)掲出字と義訓との組み合わせ変更、(2)『廣韻』未見の義訓の追加、(3)避字、(4)易卦の説明、(5)新たな音注の追加、(6)反切または直音の用字変更、(7)増字の七点にまとめられる。うち(7)の増字について調べてみると、『新刊韻略』本編に散見する『廣韻』未収の字には、『集韻』等を来源とすると思われる字の他に義訓中の異体字を掲出字化したものが含まれており、また各韻末に列せられる新添・重添の字には、『集韻』のほか『五音集韻』や『大廣益會玉篇』等の資料と内容が一致する例が見受けられた。新添及び重添の字について、両者の間に特に際立った違いは今回確認されなかった。

0. はじめに

金・王文郁の『新刊韻略』(1229)は『廣韻』(1008)の206韻を106韻に合併する事で知られる。実用性に富むこの所謂“平水韻”の体系は広く受け入れられ、挙業に関わる書は勿論、『韻府群玉』(1307)や『古今韻會舉要』(1297)といった資料にも直接或いは間接に影響を与えた。また明清を経て今なお近体詩の押韻基準としてその生命を保っているという。¹⁾しかし王書それ自体について、内容を目にする事が余り容易でないという状況もあり、従来それほど研究が多くない。管見に拠る所、専論では吉林省社会科学院の寧継福氏による専書研究が知られる程度である。氏の研究は綿密であるが、関心が主として『廣韻』との共通点や他の韻略系韻書との関連といった点に向けられ、『新刊韻略』独自の特徴については検討が十分でない部分も見受けられる。

今回、金代字書研究の一環として『新刊韻略』の特徴を把握する事を目的に、元版を以て『廣韻』との全面的な比較作業を行った。²⁾小稿では『新刊韻略』独自の特徴について略説し、またその増加字に着目して具体的な考察を試みる。併せて『新刊韻略』の成立過程等についても概略を整理しておく事とする。

1. 大徳本の謝氏識語

台湾・国家図書館所蔵「元大徳十年（1306）平水王氏中和軒刊至治間増補本」（以下、大徳本と称す）は五卷五冊（資料番号01108）。匡格内寸法は縦20.8×横13.8㎝。³⁾ 四周双辺、毎半葉十三行、注文小字双行。版心は白口双下向魚尾で、中間に声調と卷第、下方に葉次を記す。刊記「大徳丙午重刊新本／平水中和軒王宅印」がある。印記に「史鍊厓」、「張鈞衡」、「謝小韞」等の名が見え、うち謝小韞という人物は宣統三（1911）年七月の日付で識語を残している。内容は該書の書誌を簡潔にまとめたもので、いま四段に分け句読点及び括弧を付して転載する。「／」は改行、「／／」は改頁の箇所である。

[1] 禮部韻略五卷、貢舉條式一卷。金王／文郁撰。并舊韵二百六部為一百／六部、即陰氏群玉所本。而所并二／韵之間、必以魚尾隔之、使舊部分明。／可見則勝于陰韵之叢脞。

撰者は王文郁。経歴についてはよく分からない。清・錢大昕はその身分を官員と考え、寧継福氏は官営の印刷局に奉職していた人物とみる。⁴⁾

「陰氏群玉」は恐らく元・陰時夫の類書『韻府群玉』（1307）を指す。従来『韻府群玉』の106韻体系については劉淵「壬子新刊禮部韻略」（1252、佚）の107韻に少しく変更を加えたものと考えられていたが、王書の内容が知られて以降、王書の影響を蒙ったものとする見方が一般的である。⁵⁾ ただ“叢脞”（無規律）な『韻府群玉』と異なり、『新刊韻略』は合併韻の内部に於いて韻目を表示し、元来の分韻をなお堅持している。

[2] 是書刊／于金正大己丑。此本五卷末有「大徳／／丙午重刊新本平水中和軒王／宅印」二行木記、則元重刊本也。

『新刊韻略』序（後述）に「正大六（1229）年己丑」とあり、また卷末の刊記に「大徳丙午重刊新本平水中和軒王宅印」と見える所から、謝氏は大徳本を「正大己丑」本の重刊と判断した。錢大昕も「是此書初刻於金正大己丑、重刻於元大徳丙午」（「跋平水新刊韻略」）と記す。⁶⁾

[3] ／卷首載「貢舉三試程式」。一曰「御名／廟諱迴避」、二曰「考試程式」、三曰「試／期」、四曰「表章迴避字様」。可見當時／制度、可與史志選舉科條目互證。

大徳本では許序に続いて「貢舉三試程式」が掲載され、科挙に関する規定・禁忌を記す。謝氏は項目名を挙げているが、その第一に「迴避」の二字を加えるのは謝氏の所作、また第四に「表章...」とあるのは「表章...」の誤記である。この「貢舉三試程式」は左右双辺、毎半葉十八行三十一字と、字書本編とは版式も明らかに異なる。その中の「御名・廟諱」に「今上皇帝頌徳八刺」との記述が見られる事を以て、錢大昕は「貢舉三試程式」が元・英宗シデバラの治世、即ち至治年間（1321-1323）の増補と指摘した。⁷⁾ 台湾・国家図書館目録に「元大徳十年

平水王氏中和軒刊至治間増補本」とするもの、恐らくは同じ理由に基づくものであろう。

[4] /又有「壬午子新增分毫正誤字」/五頁、則刊後所増也。/（低一格）宣統三年七月
白露節梅公/（低二格）識于湖州鱸蟹蕉夢室

「貢舉三試程式」に続き「壬子新增分毫正誤字」及び「壬子新雕禮部分毫字義」が掲載され、混同し易い字形を多数列挙する。「壬午子新增…」とあるのは「壬子新增…」の誤記である。寧繼福氏の見解に拠れば劉淵「壬子新刊禮部韻略」は『新刊韻略』の翻刻本であり、この「壬子新增分毫正誤字」も劉書に所掲のものを元代に至って王書に転載したものであるという。⁸¹ 劉書の内容については清・邵長蘅も「字稍増於舊、注釋大抵从毛氏」と記し、その注釈は毛晃『増修互註禮部韻略』（1162）に拠るとしているが、寧氏は自らの検討結果に基づき、邵氏の説は劉書を目撃してのものではないと疑っている。⁸²

2. 『新刊韻略』の基づいた韻書

以下、『新刊韻略』の成立過程に関連して『新刊韻略』序や先行研究を紹介しつつ簡単にコメントを加える。まずは『新刊韻略』にある許古の序を確認しておきたい。許古は字を道眞、汾陽軍節度使であった許安仁の子で明昌五（1194）年の詞賦進士、正大七（1230）年に卒したという。⁸³ 序の前半には科挙制度の大略や問題点が記されるが、いま省略し後半を引用する。

…近平/水書籍王文郁、携新韻見頤庵老人曰、/ /「稔聞先禮部韻、或譏其嚴且簡。今私
/韻歲久、又無善本。文郁累年留意、隨方/見學士大夫、精加校讎、又少添注語。/既詳
且當、不遠數百里、敬求韻引。」僕/嘗披覽、貴於舊本遠矣。僕略言之。正/大六年己丑
季夏中旬 中大夫前行/右司諫致仕河間許古道眞書於嵩/郡隱者之中和軒

序末の「中和軒」とは、刊記に「平水中和軒王宅印」とある所から王文郁の室号と見るのが大方の見解である。また寧繼福氏に拠れば「嵩郡隱者之中和軒」とあるのは、序が書かれた当時、王文郁が蒙古の難を避けて嵩郡に寓居していた事を示すという。⁸⁴

王文郁は“新韻”、恐らくは「正大己丑」本を携えて許古を訪れ、先の“禮部韻”は“嚴且簡”で世評が悪かったと耳にするが、いま通行して久しい“私韻”にも“善本”が無いと述べている。「嚴且簡」について王国維氏は「簡謂注略、嚴謂字少」と記すが、「嚴」はむしろ分韻が細密に過ぎるの意ではないかと思われ、“禮部韻”は206韻の体系を有した韻書であったと推測される。⁸⁵ 一方で“私韻”とあるのは、“禮部韻”が官韻書を指すのに対置する、民間坊刻に係る韻書を指すと思われる。“私韻”も「嚴」ならば言及される価値が余り無いであろうし、王文郁が韻の合併に言及しない点を考慮するに、“私韻”は恐らく王書と同じ106韻体系であったのであろう。王文郁はこの“私韻”に対して長年にわたり意を留め、学者や士大夫に

会って校讎を重ね、また少しく注語を添えたという。

寧繼福氏は“禮部韻”は「景德韻略」(1007、佚)、“私韻”も科学の押韻規範を示した官製の韻書、すなわち金代の官韻に該当すると考えている。氏は『廣韻』と『新刊韻略』(抄本)との比較を行ない、『新刊韻略』は『廣韻』の節略版と言っても良い内容であることを実証した。そして両者の関係は『集韻』(1039)とその略本である「禮部韻略」(1037)との関係に等しいとして、『新刊韻略』は王応麟『玉海』巻四十五に名を留める「景德韻略」の内容を受け継いだ韻書に違いないと結論する。¹³⁾ 但し寧氏に拠れば『新刊韻略』は「景德韻略」に直接基づいたのではなく、「景德韻略」に基づいて金代に編まれた106韻の官韻書を底本としていた。関連箇所をいま繁体字に改めて引用する。¹⁴⁾

王文郁“新刊”的直接対象当然不可能是宋人的景德《韻略》，而是許古序文中所說的“舊本”，即金人自己的《韻略》。大金國的《韻略》，顯然是拿早被宋人廢棄了的景德《韻略》作藍本，稍加修訂而成。修訂的主要內容是將二〇六韻并爲一〇六韻。何時何人改并景德《韻略》？待考，但距王文郁可能很久。(中略)金王朝如此重視詩賦科，不能沒有士子和考官共同遵守的法定《韻略》。金國的官韻至遲也會在貞元元年頒行，沒有統一的法定的《韻略》，《貢舉程式條理格正》是難于寫定的。一〇六部的《韻略》流行“歲久”，影響深遠而廣泛。

順に見ると「舊本」＝「金人自己的《韻略》」＝「大金國的《韻略》」＝「一〇六韻」＝「法定《韻略》」＝「金國的官韻」＝「一〇六部的《韻略》」という繋聯を見て取れ、最後の「一〇六部の《韻略》流行“歲久”」は許序にいう「今私韻歲久」をふまえたであろうから、結局のところ“私韻”＝“舊本”＝「金國的官韻」と受け取って良いかと思われる。そうであるとして、“私韻”の二字に言及しないまま、遠回しに「官韻」に関連付けるやり方には多少の違和感は拭えない。また寧氏は「法定《韻略》」を設定して白説を補強するが、「法定」の必要性は理解できるにしても、その書が106韻でなければならない必然性があるかという点にやや疑問を覚える。韻の通用規定さえ決定・周知されていれば韻書は206韻でも使用に耐えるという事は北宋にその例がある。思うに寧氏が官韻に固執するのは王国維氏の見解が念頭にあるからではなかろうか。王国維氏は共に106韻の体系を持つ『新刊韻略』及び『草書韻會』(1231)について、それぞれ平陽と南京という遠隔地に於いてさほど時間的懸隔を置かず相次いで刊行された事を説明するのに、金代に通行していた106韻の官韻を想定した(注12参照)。あり得べき説ではあろうが、早期に106韻の韻書が通行している事が重要で、特にそれが官韻である必要は必ずしもないと思われる。金代は出版の盛んな時代であり、官刻に限らず挙業に関わる韻書の出版が行なわれていた事は十分に考えられる。本朝刊行の韻書を指して金人が“私韻”という言葉を用いるかという点も疑わしく、王文郁のいう“私韻”はやはり坊刻書と思われる。

平水韻の成立に関連して沈文凡氏の見解は興味深い。いま繁体字に改めて引用する。¹⁵⁾

“平水韻”原爲金代官韻書，一〇六部最早爲金人王文郁所定。金代于河東南路平陽府（別名平水，今山西臨汾市）設立經籍所。大定年間，王文郁將宋人《廣韻》二〇六部合并爲一〇六韻：…（中略）…金大定六年（一一六六）由平水書坊首次刊行，定名《增注禮部韻略》，這是我國最早誕生的“平水韻”。《金文最》卷二十載，王文郁于正大六年（一二二九）請詩人許古作序，改書名爲《平水新刊禮部韻略》（簡稱《新刊韻略》）第二次刊行。此後二十四年，即南宋淳祐十二年（一二二五）平水人劉淵撰《壬子新刊禮部韻略》，并韻爲一〇七韻，上聲“迥”、“拯”不并，較王文郁書多一韻。劉書不傳，其韻目見于元初熊忠《古今韻會舉要》。元初陰時夫據王文郁所定一〇六部韻編《韻府群玉》。元大德十年（一三〇六）第三次刊行《平水新刊禮部韻略》。由于該書是供科舉考試之用的，所以受到學士的歡迎。

平水韻の誕生から大徳本までの流れが簡潔に記されるこの一段に、許序を有する「正大己丑」本は第二版であり、初版は金・大定六（1166）年に平水の書坊から「増注禮部韻略」という書名で刊行されたとの記述が盛り込まれている。編者は王文郁であるらしい。冒頭に官韻としながら書坊より刊行という部分はやや奇妙に思われるが、中央が民間に刊行を任せるといような事を指しての記述であるとすれば、それ自体は例の無い事ではない。具体的なこの見解の根拠が何であるのかは分からず、或いは何らかの誤認に基づく可能性も現時点では否定できないが、いずれにせよ“私韻”に当たる先行韻書を坊刻の書と見る点で筆者の考えに合致する部分があり、注目しておくべき説であるには違いない。¹⁶⁾

3. 『新刊韻略』の諸特徴

寧繼福氏が指摘するように、『新刊韻略』には『廣韻』の内容と共通する部分が多い。しかし他方で『廣韻』と異なる部分も少なくない。本節ではそういった『新刊韻略』独自の特徴について概略を整理しておく。紙幅の関係でそれぞれ数例を紹介し、簡単にコメントを加えるに止める。引用文中の「-」は『新刊韻略』において用いられる省略記号で、当該掲出字を表わしている。

3.1. 掲出字と義訓との組み合わせがしばしば変更される

例えば『新刊韻略』に「膿、腫血」（冬第二）とある「膿」字は『廣韻』に於いて「盟（説文曰腫血也）」の或体であり「上同」とのみ義訓が記されていたが、『新刊韻略』では「盟」字を削除し、「膿」が「盟」の義訓を引き継いでいる。また「饅、饅頭、餅也」（寒第十四／桓）とある「饅」字は『廣韻』に於いては「饅（饅頭、餅也）」字の俗体であったが、『新刊韻略』では正字の「饅」は削除されている。この様な例は枚挙に暇がない。恐らくは収録字数を抑える為、より使用頻度が高いとされる字を優先した結果であろう。小韻代表字もこうした変更の

例外ではなく、『新刊韻略』の刪韻（山韻と合併）を見ると『廣韻』では「黠」であった「烏閑切」小韻の代表字が「殷」に代えられ、また蕭韻（宵韻と合併）に於いても『廣韻』で「嬰」であった「撫招切」小韻の代表字が「漂」に代わる。いずれも恐らく常用度を考慮して変更されたと思われ、ここには明らかに『廣韻』とは異なる文字規範意識を見て取れよう。

3.2. 『廣韻』に見えない義訓が記される

義訓を新たに増す例は全体で40例程度であり、数量的には決して多くはない。増補の内容は經書に基づいたものもあれば、来源を判断しがたい例もある。

前者の例として例えば「離、詩云有來——」（冬第二／鍾）や「岷、書曰——蟠既導」（眞第十一）、「翁、…易曰坤其靜也——」（緝第十四）といったものが挙げられる。類例に「珉、見礼、亦…」（眞第十一）というのも見受けられる。この様な經書引用例の分布は非常に偏ったもので、冬・鍾合併韻にある「於用切」小韻と、眞韻にある「武中切（中は巾の誤）」小韻以外には確認されない。或いは本来あった義注を削除した上で補刻を施したものではないかとも疑われる。

後者の例としては「蜘蛛」（支第四）また「襃、…神馬、日行千里」（篠第十七）や「閩、…古國名也」（眞第十一）等がある。「蜘蛛」は『廣韻』で「龜（説文曰龜鼈蟲也）」字の異体字として「亦同」と義訓がある。後二者については『廣韻』でそれぞれ「騶襃」また「閩越、蛇種也」とある。『新刊韻略』ではより理解しやすい義訓を補ったものであろうか。これらが何か特定の資料に基づいた義訓であるか否か、現時点では明確ではない。中には「贖、增益又送也…」（徑第二十五／證）のように『集韻』（1039）「益也、餘也、一曰以財贈送…」（證韻）と類似するかに思われる例もあるが、多くは義訓が短く来源を特定し難い。例えば宥韻に「蝓、獸名…」とあるのに関連して『集韻』に「獸名」という義訓を確認できるものの、実際に『集韻』を採ったか否かの判断は難しい所である。

3.3. 避字

『新刊韻略』では『廣韻』に見える「姓氏貫籍」等の長い義訓はまず採らないが、「某某也」といった短い義訓は収載される傾向が強い。しかし如何なる理由に拠るものか、特定の義訓で採録されない場合もある。56箇所ほど見出されたがここでは上平聲の例のみを挙げる。

No.	新刊韻略	廣韻	No.	新刊韻略	廣韻
1	芄——草茂兒…（東第一）	草盛兒	6	盩、…孟也（灰第十）	孟盛者也
2	容、儀也、受也（冬第二／鍾）	有「盛也」	7	傀、…又美也、偉也、…（灰第十）	有「盛也」
3	祁、大也…（支第四／脂）	盛也	8	氾、…大也（眞第十一）	盛也
4	騫、強也、又馬行兒（支第四／脂）	有「盛也」	9	藜、草多兒…（眞第十一／諄）	草盛兒
5	熹、博也、熱也…（支第四／之）	有「盛也」	10	熏、火氣（眞第十一／諄）	火氣盛兒

いずれも「盛」が避けられる例であるが、他にも「恭」や「壘・擁」、また「堯・曉」等が

明らかにその使用を避けられている。例えば『廣韻』で「堯」と記されていた所を『新刊韻略』は「陶唐」（青第九）とし、『廣韻』で「堯妻」であったものを『新刊韻略』では「陶唐女」（陽第七／唐）に変更する。また「侷、蔽也」（尤第十一）は『廣韻』で「壘蔽也」であり、「籽、培苗本也...」（紙第四）は『廣韻』では「擁苗本也」であった。このような置換・削除については、「恭」は顓宗（允恭）、「壘・擁」は世宗（雍／1161-89在位）、「堯・曉」は睿宗（宗堯）に対する忌諱字に当たる事が理由として考えられる。金代に於ける他の字書資料にも「堯」字を欠筆する等の例は確認される。ただ「盛」字については避ける理由がよく分からず、虞韻の「球、盛土、詩云...」等、音義の異なる場合は用いられる所から、忌諱字とはやや性格が異なる様に思われる。

3.4. 易卦の説明が記される

『新刊韻略』では易六十四卦に関わる字に卦の説明が記される。全28例のうち上平聲に見出された例をここに挙げる。

No.	新刊韻略	No.	新刊韻略
1	蒙、...卦名、坎下艮上（東第一）	5	頤、...卦、震下艮上（支第四／脂）
2	隨、...卦名、震下兌上（支第四）	6	需、卦名、乾下坎上（虞第七）
3	夷、...卦名、離下坤上（支第四／脂）	7	人、...家一、卦名、離下巽上、同一、卦離下乾上（眞第十一）
4	師、...卦名、坎下坤上（支第四／脂）	8	坤、...卦、一下一上（元第十三／魂）

最初の「蒙」卦について、内卦である「坎下」が「水、險、陷」の意、外卦である「艮上」は「山」で「止まる」の意であり、これらを併せて「内心に危険なものを持ち、外に向かっては止まる、幼い蒙（おろ）かなもの」との意味を生ずる故に卦名が「蒙」となるという。¹⁷⁾

28例というのは中途半端な感もあり、如上の記述を加えるに至った事情についてはいま明確な所は分からない。或いは経書の引用と同列に見るべきものであろうか。

3.5. 新たな音注の追加・音注型式の変更

『新刊韻略』には異読を重んじる所があり、『廣韻』所収の又切を高い確率で採録するのに加え、『廣韻』に未収の新たな又切を30箇所ほど追加する。

まず『廣韻』の不備を補った又切がある。例えば『新刊韻略』には「驪、...又郎奚切」（支第四／呂支切）また「省、...又所景切」（梗第二十三／静韻と合併／息井切）等、又切が新たに追加された字があるが、『廣韻』に於ける「郎奚切」及び「所景切」の両小韻を見ると上記二字の収録が確認され、こちらにはそれぞれ「又力知切」、「又息井切」と又切も備わっている。『新刊韻略』の所作は双方に又切が揃うよう補ったとみることもできる。

また『廣韻』以外の資料に拠って追加されたと思われる又切もある。例えば『新刊韻略』には「晟、...又是征切...」（敬第二十四／勁）とあるが、『廣韻』に於ける「是征切」小韻には「晟」字は収録されていない。また「橈、...又女教奴巧二切...」（蕭第二／宵）では「奴巧」切

が追加されるが、『廣韻』に於ける「奴巧切」小韻にやはり当該字は見えない。又切の示す小韻に当該字が無いというのは『廣韻』にも頻見する事例ではあるが、『廣韻』と密接な内容的関連を有する『新刊韻略』に於いて『廣韻』未収字を想定した『廣韻』未収の又切があるという事は、『新刊韻略』編者が『廣韻』以外の資料をも参照した事を示していると考えざるを得ない。

この他『廣韻』に記される音注とは形式を異にする場合が六例ある。その殆どは変更の理由が不明であるが、中には迴韻「炯、…又古適切…」の様に元々『廣韻』で「又音類」という直音注を有していたが『新刊韻略』で「類」を代表字とする小韻が削られたが為に、直音を棄てて反切を採ったと推測される例もある。

3.6. 反切または直音の用字が合致しない

『新刊韻略』には『廣韻』と反切または直音の用字が合致しない場合が数多くある。又切や新添字、また異体字レベルの違いも含めて160箇所ほどが確認された。数量的には、『新刊韻略』或いは今回用いた覆宋本『廣韻』のいずれかが誤字を生じて合致しない例が最も多い。いま上平聲の例を一部挙げる。

No.	新刊韻略	廣韻	No.	新刊韻略	廣韻
1	雄、…回弓切…（東第一）	羽弓切	7	須、…相余切…（虞第七）	相余切
2	冬、…都攻切…（冬第二）	都宗切	8	扶、…方無切…（虞第七）	防無切
3	琮、…藏冬切（冬第二）	藏宗切	9	骷、…昆玄二切（虞第七）	昆互二切
4	鬆、…私冬切（冬第二）	私宗切	10	奚、…胡鷄切…（齊第八）	胡雞切
5	毳、…曲松切…（冬第二）	曲恭切	11	醯、…呼鷄切…（齊第八）	呼雞切
6	樅、…七凶切…（冬第二）	七恭切	12	齋、…祖稽切…（齊第八）	相稽切

No.1は『集韻』に「胡弓切」とあるが如き、『廣韻』の「羽弓切」と比較してより実際に即した匣母字を優先したと思われる。No.2～6は先に見た避諱に関連し、No.9及びNo.12は誤字、No.10及びNo.11は異体字であろう。

以上『新刊韻略』独自の特徴について概略を述べた。従来は『廣韻』との共通点ばかりが強調されてきた感があるが、仔細に見るならば『廣韻』と異なる箇所も『新刊韻略』には少なくないのであり、その成立過程について『廣韻』を関連づけるのみでは不十分である事が分かる。

4. 増加字について

4.1. 本編中の『廣韻』未収字

『新刊韻略』本編に確認される『廣韻』未収字については夙に寧繼福氏によって24例が報告され、いずれも『集韻』に収録が確認されるという。¹⁰⁾ 今回は寧氏が取り上げなかった掲出字

を含む以下37例について、少し細かくその内容を見ていきたい。

No.	新刊韻略	No.	新刊韻略
1	塲、火氣（東第一）	20	庫、有庫國名（眞第四／至）
2	靡、見上（支第四）	21	食、上同、單一（眞第四／志）
3	邠、魚大首亦衆兒又布選切（文第十二）	22	提、擲也（霽第八）
4	鶻、雉名（元第十三／魂）	23	恕、無愁兒、孟子孝子心不若是－（卦第十／怪）
5	胖、大也、體－（寒第十四／桓）	24	飮、俗（願第十四）
6	稜、縮也（先第一／仙）	25	諺、誨一、自矜（翰第十五）
7	齟、俗（蕭第二）	26	館、俗（翰第十五／換）
8	叟、弓衣（豪第四）	27	乱、俗（翰第十五／換）
9	竈、同上字（麻第六）	28	姪、美好兒（霰第十七）
10	忘、不記、又音妄…（陽第七）	29	校、上同（效第十九）
11	堊（陽第七／唐）岡の俗字	30	厦、旁屋（禡第二十二）
12	烹、俗割…（庚第八）	31	平、平物賈也（敬第二十四）
13	叅、俗（覃第十三）	32	媵、長好兒、一曰美也、又是征切（敬第二十四／勁）
14	敦、渾一不慧（阮第十三／混）	33	甸、六十四井爲一、又堂練切（徑第二十五／證）
15	皇、皇一祭祀之儀（養第二十二）	34	恒、月弦也、詩曰如月之恒（徑第二十五／燈）
16	豎、闇行也（謙第二十九／范）	35	觶、穀一、懼死兒（屋第一）
17	𨾏、上同（送第一）	36	輅、上同、輓一（陌第十一）
18	知、上同（眞第四）	37	浹、上同（洽第十七）
19	秘、俗（眞第四／至）		

上表の例は、(1) 字形の誤りによるもの、(2) 『廣韻』義訓中の異体字を掲出字に昇格させたもの、(3) 『集韻』（また『五音集韻』）に収録が確認されるものに三大別できる。¹⁹⁾

最も例が少ない(1)にはNo.3、No.8、No.28の3例が該当する。これらは『廣韻』に於ける「頰」、「叟」、「涎」三字と同じ義訓を有し、字形の類似や排列順序からも誤記・誤刻と判断される。

次に数が多いのは(2)であり、該当するのはNo.2、No.7、No.11～13、No.17、No.19、No.26、No.27である。No.2は『廣韻』と『集韻』いずれにも掲出字として収録されないが、『廣韻』「糜」字注には「易作靡」と記されており、『新刊韻略』はこの注記に基づいて増加されたと思われる。「見上（上に「糜」字あり）」と義訓があるのもその為であろう。No.7は『集韻』に収録が認められるが、その義訓は「毀齒也」であり『新刊韻略』の「俗」という義訓と合わない。これも恐らくは『廣韻』に「俗作齟」とあるのに拠ったものである。No.11も『集韻』に掲出字がなく、『廣韻』に「又作堊」とあるのに基づいて増字されたと思われる。No.17は『集韻』では

「小兒一曰寒兒、一曰屈兒」であり、これも『廣韻』の「亦作𠄎」に基づいたと考えられる。No.19も『集韻』では「密也」とあるから、『廣韻』に「俗作秘」とあるのに拠ったと思われる。No.26とNo.27については、『集韻』では他字に付随して掲出され義訓が無いのに対し、『五音集韻』では「俗」と注がある。No.13も『集韻』では掲出すら行わないが、『五音集韻』では掲出して「俗作、參下注、今改作大字」と注がある。このように義訓中の或体字を掲出字に採用するというのは金代の字書・韻書類にはよく見られる。²⁰⁾

上に述べた以外は全て(3)に該当し、寧繼福氏の言うようにいずれも『集韻』に収録を確認する事ができる。ただ中には例えばNo.10の様に『集韻』(「忘、説文不識也」)と義訓が合わずに『五音集韻』(「不記也、又音妄」)と合う例も見受けられる。またNo.32では又切の追加を行なうが、『集韻』ならば「時正切」の所が『廣韻』「是征切」を採用し、それでいて『廣韻』に「𠄎」字の所在は確認できないという、前節3.5.にも触れた奇妙な又切の類に属する例もある。

寧繼福氏に拠れば『新刊韻略』の全収録字数は後述の新添・重添字を除き9106字であるというが、その中でこれら25字程度の増字というのは選定に当たり如何なる基準があったのか少しく疑問を存する所である。

4.2. 「新添」字について

『新刊韻略』では大韻末尾に「新添」と標示が伴う掲出字が増加される場合がある。これら新添字の特徴には第三節に挙げた特徴と共通するものが見受けられる。例えば3.2.に取り上げた『廣韻』に見えない義訓の増加は、新添字にも類似の記述が認められる。

No.	新刊韻略	No.	新刊韻略
1	兒、詩云黃髮一齒、音倪(齊第八)	10	陶、驅馳兒、詩云駟介陶陶、徒到切...(号第二十二)
2	弁、詩小弁、蒲官切(寒十四)	11	撻、機擻也、書曰杜乃撻、胡化切...(馮第二十二)
3	矜、詩至于-寡、音鏗(刪第十五)	12	楅、詩夏而-衡、方六切(屋第一)
4	侷、備詞也、奢也、書曰驕淫矜侷、苦瓜切(麻第六)	13	簞、取魚器也、禮記以時-魚鼈龜蜃、勅角切(覺第三)
5	郟、地名、左傳曰齊師圍郟、是征切(庚第八)	14	愬、無愁兒、孟子爲不若是-、古黠切(黠第八)
6	辟、孟子曰伯夷辟紂、毗義切(寘第四)	15	𦉳、草𦉳、禮彙-之設(黠第八)
7	歸、語云-孔子豚、求位切(寘第四)	16	𦉳、言遲、禮其言𦉳然、如劣切(屑第九)
8	滯、詩云旂滯滯、匹世切(霽第八)	17	𦉳、度也、楚辭求矩𦉳之所同、憂縛切(樂第十)
9	𦉳、脛骨、爾雅曰-瘍爲微、下晏切(諫第十六)		

No.11、No.14について、韻書に於ける「又音(別の一音)」の義訓に同様の文言を見出す事ができ、またNo.4、No.9の例については『大廣益會玉篇』中に同一の義訓が確認される。²¹⁾ さすがに『經典釋文』ならば殆どの例について関連記述を見出す事ができるが、²²⁾ 下に例を挙げた様に『廣韻』・『集韻』に同様の記述を見出せる例も多い事から、補助的に『經典釋文』を用いたであろうか。下表中の「G」、「J」、「W」はそれぞれ『廣韻』、『集韻』、『五音集韻』を指す。

No.	新刊韻略	廣韻ほか
1	籛、礼澤菝曰一養、音奚（齊第八）	GW胡雞切：籛、幽州菝澤曰籛養、出周禮／J弦雞切：籛、養澤名、在幽州
2	豨、莊子昇登隱一、音汾（文第十二）	G符分切になし／JW符分切：丘高起兒、莊子隱豨之丘
3	頤、築塙聲、詩云秣之頤頤、如乘切（蒸第十）	G如乘切になし／J如蒸切：說文築塙聲、引詩秣之頤頤（W如乘切）
4	幪、詩云麻麥一、茂盛兒、莫孔切（董第一）	G莫孔切になし／J母摠切：茂盛兒、詩麻麥幪幪（W莫孔切）
5	捆、齊等也、孟子一屨織席、音苦本切（阮第十三）	G苦本切になし／JW：齊等也、孟子捆屨織席
6	紫、莊子肯一結處也、去挺切（迥第二十四）	G去挺切になし／J棄挺切：結處也、莊子肯紫（W去挺切）
7	暉、春秋有狼一昌枕切（寢第二十六）	G昌枕切になし／JW：闕人名、春秋晉有狼暉
8	愾、太息也、詩云一我寤嘆、許既切（未第五）	GW許既切：太息也、又苦愛切／J：說文太息也、引詩愾我寤嘆
9	繪、左傳云衣有繪、古外切（泰第九）	GW古外切：「繪、說文曰帶所結也」／J：「繪、...引春秋傳衣有繪」
10	檜、左傳云檜動而鼓（泰第九）	GW：木置石投敵也／J：說文...、引春秋傳檜動而鼓、又引詩...
11	諛、徐語也、孟子一一而來、魚怨切（顧第十四）	G魚怨切になし／J虞怨切：說文徐語也、引孟子諛諛而來（W魚怨切）
12	揉、順也、詩云一此萬邦、人又切...（宥第二十六）	G人又切になし／J如又切：順也、詩揉此萬邦（W人又切）
13	皤、白也、史記皤然白首、下各切（藥第十）	G下各切になし／J曷格切：白也、史記皤然白首（W下各切）
14	絃、拘束也、莊子方且爲物絃、下革切（陌第十一）	G下革切になし／JW：拘束、莊子方且爲物絃、徐遵讀
15	莛、孟子既入其莛、音立（緝第十四）	GW力入切：白莛、又其立切／J：畜欄也、孟子如追豚既入其莛...

このように見ると義訓は『集韻』と合致しながら反切は『廣韻』と合う事が多い。二書を併用した可能性もあるが、『五音集韻』を用いたとも考えられる。先掲の経書引用例に限らず『集韻』等に拠って増入されたと思われる字は少なくないが、やはり反切と義訓の組み合わせについて『集韻』よりむしろ『五音集韻』と合うかに見える。見出した例の一部を下に列挙する。

No.	新刊韻略	廣韻ほか
1	濺、濺濺水疾兒、則前切（先第一）	G疾流兒、又子賤切／J將先切：濺濺水疾流兒...（W則前切）
2	璈、樂器、五勞切（夬第四）	G五勞切になし／J牛刀切：樂器（W五勞切）
3	愒、倏不得志也、音總（董第一）	G作孔切になし／J祖動切：愒愒倏不得志（W作孔切）
4	痲、病也（旱第十四）	G該当字なし／J風病（W病也）：「痲」の異体字
5	澁、漫一、難測也、胡管切（旱第十四）	G胡管切になし／J戸管切：漫澁、難測也（W胡管切）
6	傾、俄傾、少選也（梗第二十三）	G去類切になし／J犬類切：俄傾、少選也...（W去類切）
7	嬭、俗謂叔母曰一式荏切（寢第二十六）	G式任切になし／J式荏切：俗謂叔母曰嬭（W式任切）
8	𪔐、赤韋也、暮拜切（泰第九）拜は怪韻	G暮拜切：東夷樂也／莫貝切になし／JW莫貝切：赤韋
9	焜、以火伸物、於問切（問第十三）	G於問切になし／J紆問切：以火伸物（W於問切）
10	灘、太歳在申曰滔一、徒案切（翰第十五）	G徒案切になし／JW徒案切：太歳在申曰滔灘
11	境、墩境、土不平也、五教切（效第十九）	G五教切になし／J魚教切：墩境、土不平兒（W五教切）

12	塲、圭尺二寸有瓚以祠宗廟、丑亮切(様第二十三)	G丑亮切になし/JW丑亮切:説文圭尺二寸有瓚以祠宗廟者
13	嶽、峯嶽、山高兒、呂卹切(質第四)	G呂卹切になし/J劣戌切:峯嶽、山高兒(W呂卹切)
14	率、約數也、藻一(質第四)	G該当字なし/JW約數也
15	嶮、蟠一、山高兒、五結切(屑第九)	G W五結切:蟠嶮/J蟠嶮、山高...

中には「褪、袒衣也、噉頓切(願第十四)」の様に反切は『集韻』だが掲出字は『五音集韻』『他困切(「衣寛重也」)]に確認される例もある。『廣韻』との共通点が知られる『新刊韻略』であるが、金代に『廣韻』はさほど重要視されていなかった可能性もあり、増補改訂に際しては『集韻』の他に『大廣益會玉篇』や『五音集韻』、また或いは「廣集韻」等の文献が積極的に用いられたと見られる。²³⁾

また先行韻書に無い新たな又切を記す点でも新添字は本編と共通する。下表中「Y」は『大廣益會玉篇』を指す。

No.	新刊韻略	廣韻ほか
1	鰈、魚名、許加切、又何加切(麻第六)	G許加切になし/J虚加切:魚名(W許加切) 又切:GW胡加切/JY何加切
2	膾、荅言也、於陵切、又於證切(蒸第十)	G於陵切になし/J於陵切:荅言也(W荅言) 又切:GJW於證切/Y於証切
3	駟、爾雅曰青驪駟、許縣切、又犬縣切(霰第十七)	GW許縣切:青驪馬也/J駟縣切:馬青驪謂之駒... 又切:Gになし/JW犬縣切(J一字小韻)
4	佼、庸人之敏謂之佼、古教切、又古肴切(效第十九)	G古孝切になし/J居效切:博雅交也(W古孝切) 又切:GW古肴切/J居肴切/Y古爻切
5	陶、驅馳兒、詩云驅介陶陶、徒到切、 又大刀余招二切(号第二十二)	G徒到切になし/J大到切:陶陶、驅馳兒(W徒到切) 又切:GJW徒刀切/Y大刀切 又切:GW餘昭切/J餘招切
6	燥、乾也、蘇到切、又蘇旱切(号第二十)	G蘇到切になし/J先到切:説文乾也(W蘇到切) 又切:GJW蘇老切/Y先到切
7	瘳、勞也、丁賀切、又徒舟切(箇第二十一)	GW丁佐切:勞也/J丁賀切:説文勞病也... 又切:GW徒干切/J唐干切/Y徒丹切(又切)
8	磋、磨磋治象牙、千過切、又千何切(箇第二十一)	G七過切:磨磋治象牙(W麓臥切)/J千个切:磨治也 又切:GW七何切/J倉何切/Y千河切
9	袞、服飾盛兒、余救切、又似救切(宥第二十六)	GW余救切:服飾盛兒/J余救切:盛飾兒、詩袞如充耳... 又切:GW似祐切(G該当字なし)/J似救切
10	樵、積薪燒之、又以周切(宥第二十六)	GW積薪燒之/J説文積火燎之也、引詩薪之樵之、周禮... 又切:GW以周切/J夷周切/Y余宙切
11	揉、順也、詩云一此萬邦、人又切、又人九切 (宥第二十六)	G人又切になし/J如又切:順也、詩揉此萬邦(W人又切) 又切:GW人九切/J忍九切
12	檐、披衣、昌豔切、又苦占切(豔第二十九)	G昌豔切:「檐」の「並同上」/JW昌豔切:披衣也 又切:GJW處占切(「苦」は「苦」の誤)/Y尺占切

13	蓬、詩言采其一、止六切、又直六切（屋第一）	G W丑六切：「董、羊蹄菜」の「上同」/J敕六切：艸名、惡菜也 又切：GW直六切/J忖六切
14	呶、鳴呶、短氣、烏合切、又於沒切（合第十五）	G烏合切になし/J遇合切：鳴呶、短氣（W烏合切） 又切：GW於沒切（「沒」は「汲」の誤）/J乙及切
15	摺、一疊也、之涉切、又力合切（葉第十六）	G W之涉切：摺疊也/J質涉切：説文敗也 又切：GW慮合切/J落合切/Y力合之涉二切
16	擘、指按也、烏甲切、又於葉切（洽第十七）	G烏甲切になし/J乙甲切：按也（W烏甲切） 又切：GW 於葉切/J益涉切/烏協切

『新刊韻略』に於いて、上記又切に該当する小韻に当該の字が収録される例は殆ど無い。No. 3などは又切に相当する小韻が『新刊韻略』に無い。また新添字の又切には『廣韻』反切と用字を異にするものが多い。No. 1、No. 5、No. 7、No. 15は『大廣益會玉篇』に合致し、No. 1、No. 3、No. 5、No. 9は『集韻』に合致する。

以上、新添字には新たに複数の資料が用いられているために本編とは異なる部分も見受けられるが、「微、…古聊切、又音叫」（蕭第二）の様に「堯」字を避ける例もあり（GW古堯切/J堅堯切）、総じて本編の体裁をよく踏襲しようとする側面を有するとみて良いであろう。

4.3. 「重添」字について

新添字に続けて排列され、「重添」と標示される増加字が重添字である。下表には基本的に重添字のうち『廣韻』に確認できないものを挙げる。ただNo. 5は「州名」の二字以外は『廣韻』「蕪」字と同じ義訓であり、またNo. 14は『廣韻』に「康杜切」の「箒」字が確認され、いずれも誤字と思われるが、『廣韻』と異なる要素である事には変わり無いのでいま下表に掲出する。

No.	新刊韻略	No.	新刊韻略
1	償、莊子一然而道、徒回切（灰第十）	22	揉、填（養第二十二）
2	咳、國語王九一之田、与垓同（灰第十）	23	瘰、馬病也（養第二十二）
3	笛、礼祭大一、音灾（灰第十）	24	枕、牛名（寢第二十六）
4	戡、國名、在陳留郡（灰第十）	25	虹、縣名、在泗州、今音絳（送第一）
5	藪、草也、又州名、巨希切（文第十二）	26	墳、地名（送第一）
6	謗、毀也（陽第七）	27	鷓、鳥饞食（送第一）
7	杙、木名（咸第十五）	28	鞞、靴鞞（宋第二）
8	搵、將領也、合也、作孔切（董第一）	29	襪、襪鞞（宋第二）
9	控、克講切、打也（講第三）	30	楹、柱也（問第十三）
10	岷、山高、墟里切（紙第四）	31	糶、麴也（問第十三）
11	紀、禾名、管子其種糶一（紙第四）	32	嫵、女名（禡第二十二）
12	裡、木名、又音力知切、孟子藁一而掩之（紙第四）	33	揉、木名（宥第二十六）

13	桃、杼物之器（語第六）	34	蒨、竹名（勘第二十八）
14	筍、竹名、康柱切（震第七）	35	邨、國名（勘第二十八）
15	簪、埃一、日無光、奴亥切（賄第十）	36	訛、多言也、扶泛切（陷第三十）
16	恣、亂也、或書作攸（吻第十二）	37	駟、馬行（陷第三十）
17	悞、廢志也、莊子一手忘其言、摸本切（阮第十三）	38	剌、所鑑切、一也（陷第三十）
18	麴、闕人名、莊子有蔣閻一（銑第十六）	39	吃、一一、笑兒（物第五）
19	菟、音上同、亡辨切（銑第十六）	40	疒、瘦也（洽第十七）
20	縗、開西呼一黍、他浩切（皓第十九）	41	姪、傅雅好也、方乏切（洽第十七）
21	噤、喉一也、蘇朗切（養第二十二）		

新添字と異なり、重添字には反切を持たない例が少なくない。反切の無い重添字を『廣韻』で見ると、新添字の末尾にある掲出字と同じ小韻に収められる事が多い。新添字から同音が続いているという事であるらしい。重添字は往々にして僅かな隙間に埋め草の如く押し込められている所から、底本の文字配置を極力変えない様に増字を試みた事が窺える。こうした制約の為に、反切を省ける同音字、しかも義訓の短い字が選択されたと思われる。

重添字の多くは、『集韻』にその収録が確認されながら反切は『廣韻』と同じという、新添字と同様の体裁となっており、また『集韻』で確認できない例が見受けられる点も新添字と似ている。No.37は『五音集韻』に於いてはNo.36と同じ小韻に属し、「馬行兒」と義訓があるが、『集韻』に於ける「扶泛切」小韻には該当する字が収録されていない。またNo.8も『五音集韻』には「作孔切」小韻に同じ義訓のものがあるが、『集韻』には掲出字がなく、「縗」字の注中に「俗作搵、非是」とあるのみである。

重添字に経書の引用や又切が少ない点は新添字と異なるが、僅かに見られる引用もNo.1の『莊子』以外は韻書に同じ文を見出す事ができる。No.2は『集韻』「柯開切」に「引國語天子去九垓之田…」とあり、No.11も『集韻』「口已切」に「管子其種穆紀」との記載が見え、No.19は『集韻』「母本切」また『集韻』を踏襲した『五音集韻』「摸本切」に「廢志也、莊子悞手忘其言」とあり、No.20も『集韻』「美辨切」小韻及び『五音集韻』「亡辨切」小韻に「闕人名、莊子有蔣閻麴」と義訓を伴い収録が見られる。引用が少ないのは刻字スペースの制約も関係しているよう。

重添字は基本的に義注の量が多くない事もあってか、内容に本編や新添字と異なる部分は余り確認されない。巻末など十分に余白のある箇所にも大量の重添字が追加されるわけではないから、元より隙間を埋めて版面を文字通り充実させる事が主な目的であったであろうか。

5. おわりに

以上、大徳本の成立過程や諸特徴、また増加字について整理・検討を行ってきた。寧繼福氏は新添字及び重添字について誰がいつ増加したものか不明と述べ、ただ『古今韻會舉要』に重添字が引用される所から大徳本に於ける増補ではあるまいと指摘し、或いは新添字は王文郁、重添字は劉淵が増したものと推測する。²⁰ 如上の検討に於いてもこの点について明確な事は分からなかったが、ただ新添・重添の両者には類似点こそあれ、際立った性格の違いは見取れなかった。沈文凡氏が述べる如く、「正大己丑」本の底本となった韻書を王文郁自身が刊行していたとするならば、新添・重添いずれも王文郁の手になる増補である事も考えられよう。この問題については、『新刊韻略』の義訓に頻見する二字熟語、所謂“詞藻”の調査によって或いは何か解明の手掛かりを得られるかも知れないが、これについては今後の課題としたい。

【附記】

本稿は科学研究費補助金若手研究(B)「金代字書資料の構造及び相互の関連についての研究」による研究成果の一部である。

【注】

- 1) 例えば村上哲見(1998)310頁。
- 2) 『新刊韻略』は基本的に台湾・国家図書館所蔵「元大徳十年(1306)平水王氏中和軒刊至治間増補本」を用い、破損等により大徳本に文字の判読し難い箇所がある場合には、東京・静嘉堂文庫所蔵の清・陸心源旧蔵抄本を参照した。『廣韻』については、主として清・澤存堂覆宋本(台北・藝文印書館発行影印本第十一刷、2004年)を用い、上海図書館所蔵宋刻『鉅宋廣韻』(上海古籍出版社影印本、1981年)を併せ参照した。
- 3) 匡格内寸法は国家図書館(1996)294頁に所載のデータに拠る。阿部隆一(1976)C53頁では20.6×13.4㎝。
- 4) 錢大昕『潛研堂文集』(『四部叢刊』初編・集部所収本)卷二十七「跋平水新刊韻略」に「許序稱平水書籍王文郁、初不能解。後讀金史地理志、平陽府有書籍。…(中略)…史言有書籍者、蓋置局設官於此。元太宗八年、用耶律楚材言、立經籍所、平陽當是因金之舊。然則平水書籍者、文郁之官稱耳」とある。また寧繼福(1997)115頁。
- 5) 錢大昕「跋平水新刊韻略」に「論者又謂平水韻併四聲爲一百七韻、陰時夫併上聲拯韻入迴韻。據此本(『新刊韻略』を指す)、則迴與拯等之併、平水韻已然矣」とある。慎重な言い回ししながら錢大昕も同様の見解であるとみて良いかと思われる。
- 6) 関連して一つ興味深いのは、台湾・国家図書館所蔵の『五音篇海』(1208)元版(資料番号:01089)の内容の一部に、大徳本に於いて小韻を区切るのに用いられるのと同じ様式の符号が多く見られる事である。確認した所では巻七から巻十三にかけて計四十丁に、本来ならば引用元資料別に異なる符号を用いなければならない所を、『新刊韻略』と同じ符号が一律に用いられているのが確認される。この『五音篇海』元版は元・張仁の重開板というのが、或いは大徳本を刊行したとされる王氏との間に刻工の行き来でもあったであろうか。
- 7) 「跋平水新刊韻略」に「其前列聖朝頒降貢舉程式、則延祐設科以後書坊逐漸添入。又御名廟諱一條稱英宗爲今上皇帝、可驗此書爲至治間印本也」とある。
- 8) 寧繼福(1997)116頁。また寧繼福(1995)145頁。錢大昕にも、「意淵竊見文郁書、刊之江北而去其序」(『十駕齋養新録』/上海書店1983/卷五「平水韻」)また「己丑在壬子前二十四年、淵所刊者、殆即文郁之本、或失其序文、而讀者誤以爲淵所作耳」(『潛研堂文集』卷三十六「與謝方伯論平水韻書」)

- と、劉書は王書の序を取り去っただけの内容ではなかったかとの見解がある。
- 9) 邵長蘅『古今韻略』（王雲五主編・臺灣商務印書館 1968 『國學基本叢書』所収本）、「例言／評宋元韻書」。また寧繼福（1995）146頁。寧氏の論拠はあくまでも『古今韻會舉要』中に断片的に引用される劉書の検討を以て得られたものである点、それが劉書の全容について断案を下すに果たして十分であろうかと少々疑問に思われるところもある。劉書の実際の様相は想像以上に複雑な構成であった可能性も否定はできないように思われ、邵長蘅が劉書の如何なる様相を指して件の記述を残したか、未だ必ずしも明確ではない段階で邵説を虚言とする事に、読む側として若干の抵抗を感じなくもない。『小學考』（漢語大詞典出版社一九九七年影印本）の卷三十一に劉書は「存」とされていることも無視はできないであろう。
 - 10) 『金史』（中華書局校点本）卷一〇九。『中州集』（『四部叢刊』所収本）卷五「許司諫古」には「承安中進士」と見える。
 - 11) 寧繼福（1997）115頁。
 - 12) 王国維『觀堂集林』卷八「書金王文都新刊韻略張天錫草書韻會後」。いま中華書局1991年（第五次）影印本、第二冊、392-393頁に拠る。
 - 13) 寧繼福（1997）131頁。
 - 14) 寧繼福（1997）133-132頁。
 - 15) 沈文凡（2004）49頁。
 - 16) 『小學考』（漢語大詞典出版社一九九七）卷三十三（434頁）に『山西通志』書目より「毛鷹平水韻」という資料を著録する。大定十六（1176）年の成書という。成立年という点で沈文凡氏の言う「増注禮部韻略」に近い資料としていま知られるのはこの毛氏の書くらいである。
 - 17) 本田濟（1966）49頁。
 - 18) 寧繼福（1997）127頁。
 - 19) 『集韻』は北京・国家図書館藏宋刊本（中華書局1989影印）、『五音集韻』は『校訂五音集韻』（寧忌浮校訂／中華書局1992）及び東京・東洋文庫所蔵元版を用いた。
 - 20) 金代通行の字書・韻書類については大岩本（2005）を参照。
 - 21) 『大廣益會玉篇』は澤存堂覆宋本（中華書局1987影印）に拠る。
 - 22) 『經典釋文』は黃坤堯・鄧仕樑編校『新校索引經典釋文』（學海出版社1988）に拠る。
 - 23) 金・邢準『群籍玉篇』（1188）では、「廣集韻」が先ず用いられ、次に「省韻」（『集韻』のこと）、次に「切韻」（『廣韻』に基づく偽書）、そしてようやく『廣韻』という順で内容が採録される。大岩本（2001）また同（2005）を参照。
 - 24) 寧繼福（1997）117頁。

【引用・参考文献】 ※発表年順。漢籍など一次資料は除く。

- 本田濟（1966）『易』（朝日新聞社『新訂中国古典選』）
 阿部隆一（1976）『中国訪書志』（汲古書院）
 寧繼福（1987）金代漢語語言学述評（『社会科学戦線』第1期，333-345頁，及び264頁）
 寧繼福（1995）《平水韻》考辨（『中国語言学報』第7期，139-149頁）
 国家図書館（1996）『国家図書館善本書誌初稿』
 寧繼福（1997）景德《韻略》與《新刊韻略》（『古今韻會舉要』及相關韻書，中華書局，114-133頁）
 村上哲見（1998）『唐詩』（講談社学術文庫1352）
 大岩本幸次（2001）『群籍玉篇』に窺える「増廣類玉篇海」及び「廣集韻」について（『人文研究』53-4，39-53頁）
 沈文凡（2004）明代近体律詩題標“平水韻”緝考（『古籍整理研究學刊』第六期，49-53頁）
 大岩本幸次（2005）『群籍玉篇』に見る金代通行の字書・韻書（『中国学志』觀号／2005年12月刊行予定）

【2005年9月30日受付，10月14日受理】